

住民監査請求の手引き

肝付町監査委員事務局

2026年（令和8年）7月

住民監査請求の手引き

肝付町監査委員事務局

1 住民監査請求とは

住民監査請求とは、町民が町の執行機関（町長・行政委員会・委員など）又は職員による違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行などの財務会計上の行為又は公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実があり、その結果、町に損害が生じているときに、その事実を証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置（当該行為の防止、是正、当該怠る事実の是正及び町の損害の補填など）を講ずべきことを請求するものです。（地方自治法第242条参照）

町の事務執行の在り方や税金の使い方をチェックすることにより、町財政の適正な運営を確保し、町民全体の利益を守ることを目的としています。

2 どのような場合に、監査請求ができますか

監査請求ができるのは、次に掲げる肝付町の財務会計上の行為又は怠る事実があり、町の財政に損害を与える場合です。

ただし、（1）から（4）については、行為のあった日又は終わった日から1年を経過している場合には、正当な理由がない限り監査請求をすることはできません。

- （1）違法又は不当な公金の支出（補助金の支出など）
- （2）違法又は不当な財産の取得、管理、処分（町有地の取得や売却など）
- （3）違法又は不当な契約の締結、履行（工事請負契約の締結など）
- （4）違法又は不当な債務その他の義務の負担（借入など）
- （5）違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（町税の徴収を怠る場合など）
- （6）違法又は不当に財産の管理を怠る事実（町有地の保全管理を怠るなど）

3 誰がどのようにして監査請求を行うのですか

- （1）監査請求をできるのは、肝付町内に住所を有する個人又は団体に限ります。
- （2）監査請求する事柄について、その事実を証する書面（事実証明書）を添付した請求書（別紙1）により申し出なければなりません。

- (3) 事実を証する書面には、特に様式はありませんが、監査請求の対象とした事項を具体的に指摘したものであることが必要です。
- (例：違法不当な財務会計上の行為を報道する新聞記事、情報公開制度により入手した公文書など)

4 請求書はどのように作成するのですか

- (1) 請求書の様式は、(別紙1)のとおりです。請求人が2名以上の場合は、代表者選任届(別紙2)の提出をお願いします。
- (2) 陳述等に関する意向の確認として、陳述等に関する意向確認書(別紙3)により確認することになります。(地方自治法第242条第7項及び第8項関係)
- (3) 請求書の提出先

請求書は、肝付町監査委員事務局へ直接持参するか、郵送してください。

請求書には、自署が必要です。

ファックスや電子メールによる請求はできません。

【提出先】

肝付町監査委員事務局

肝付町新富98番地 (肝付町役場3階)

電話：0994 - 65 - 8432 (直通)

- (4) 請求人は、監査委員の監査終了前において、請求の全部又は一部を取下げの場合は、請求取下書(別紙4)の提出が必要となります。

5 監査請求によりどのような措置が求められますか

監査請求によりどのような措置を求めるのかを明らかにする必要があります。

- (1) 当該行為を防止又は是正するために必要な措置
- (2) 当該怠る事実を改めるために必要な措置
- (3) 当該行為又は怠る事実によって、町が被った損害を補填するために必要な措置

6 住民監査請求はどのような流れになりますか

請求書の提出から措置の公表までは、別紙5の「住民監査請求の流れ」のとおりとなります。具体的な内容については、次のとおりです。なお、監査委員事務局で請求書を受け付けた際は、まずその旨を議会及び町長等の関係機関へ通知します。

(1) 補正について

提出された請求書の形式や内容に不備があるとき、又は事実証明書が不足しているときなどは、請求書の修正や事実証明書の追加提出など補正を求めることがあります。

(2) 受理又は却下の決定について

監査委員は、請求書と事実証明書の形式や内容が住民監査請求の要件に合っているか審査を行い、要件が整っていると判断したときは、監査請求を受理します。また、監査委員は補正に応じないなど要件が整っていないと判断したときは、監査請求を却下し監査を行いません。

なお、監査委員は受理又は却下の決定を行った際に、請求人にその旨を文書で通知するとともに、議会及び町長等の関係機関へも通知します。

(3) 監査の実施（証拠の提出及び陳述）について

監査請求が受理されたときは、請求人に対して新たな証拠の提出と陳述の機会が設けられます。方法は次のとおりですが、その詳細については監査委員の判断により決定することとなります。

①証拠の提出

請求の要旨及び事実証明書を補完するための新たな証拠がある場合は、陳述のときまでに書面により提出することができます。

②陳述

(ア) 請求の趣旨を補充、説明するため陳述を行うことができます。

方法は、監査委員の面前で行うこととしますが、陳述書に代えることもできます。

(イ) 陳述は、原則として請求人本人が行うものですが、やむを得ない事情があるときは、代理人でも構いません。

その場合は委任状（別紙6）を提出してください。（既に、請求書提出時に委任状の提出を行った代理人が陳述を行う場合は再度提出する必要はありません。）

(4) 監査請求の結果について

①監査の期間は、監査請求を受け付けた日から60日以内に当該請求に係る監査結果を明らかにします。

②監査の結果は、監査委員の合議により決定されます。

監査委員は監査の結果を文書により請求人に通知するとともに公表します。

(ア) 当該監査請求に理由がある（認められる）と判断した場合（勧告）

当該監査における措置等の対象者に対して、期間を示して必要な措置を講ずるべきことを勧告します。

(イ) 当該監査請求に理由がない（認められない）と判断した場合（棄却）

請求人に対して、その主張に理由がない旨及びその理由を提示します。

(ウ) 監査委員の合議が整わなかった又は要件不備が判明した場合（合議不調又は却下）

請求人に対して、監査委員の意見書を提示します。

(5) 住民訴訟（監査結果などに不服があるとき）について

請求人は、次に掲げる場合には一定期間に訴訟を提起することができます。

なお、不当な行為及び不当な怠る事実は、住民訴訟の対象となりません。

住民訴訟を提起できる条件	出 訴 期 間
監査結果又は勧告に不服があるとき	監査の結果又は勧告内容の通知を受け取った日から30日以内
監査委員の勧告を受けた町長等の執行機関又は職員の措置に不服があるとき	当該措置に係る監査委員の通知を受け取った日から30日以内
監査請求の日から60日を経過しても監査又は勧告を行わないとき	当該期間を経過した日から30日以内
勧告を受けた町長等の執行機関又は職員が勧告に示された期間内に必要な措置を講じないとき	当該期間を経過した日から30日以内

肝付町職員措置請求書

肝付町長（又は〇〇委員会、委員、職員）に関する措置請求書の要旨

1 請求の要旨（次の事項について、記載してください。）

（1）対象となる財務会計上の事実

（いつ、だれが、どのような財務会計上の行為を行ったのか記載してください。）

（2）その行為が違法または不当である理由

（その行為はどのような理由で違法又は不当なのか記載してください。）

（3）その結果、肝付町に生じている損害

（どのような損害が肝付町に生じているのか記載してください。）

（4）請求する措置の内容

（どのような措置を請求するのか記載してください。）

（5）財務会計行為から1年以上経過している正当な理由

1年を経過していない場合は、本項目は記載不要です。

（1）の行為から請求までに1年以上経過している場合は正当な理由を記載して下さい。

2 請求人

住 所：

氏名（自署）：

連絡先：（請求に関する連絡を行う必要があるため、連絡先を記入してください。）

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

肝付町監査委員 あて

（注1）縦書きでも差し支えありません。

（注2）パソコンを使用して作成した場合も、氏名は自署してください。

代 表 者 選 任 届

代表者 住 所：

氏 名：

連絡先：（請求に関する連絡を行う必要があるため、連絡先を記入してください。）

上記の者を代表者として選任し、下記事項を委任したので届けます。

記

年 月 日付で提出した肝付町職員措置請求に係る

- 1 補正についての通知に関すること
- 2 受理、却下についての通知に関すること
- 3 地方自治法第242条第7項の規定に基づく、証拠の提出および陳述の機会についての通知
- 4 監査結果についての通知に関すること

委任者（請求人）

氏名（自署）	住 所

年 月 日

肝付町監査委員 あて

※ 請求人が多数で請求人欄に記載できない場合は、別紙にて提出してください。

陳述等に関する意向確認書

この書類は、地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、法定の要件を満たしていると認められた場合に行われる同条第7項の規定による証拠の提出および陳述、同条第8項の規定による陳述への立会い等に関する意向を確認するものです。

なお、請求の内容が法定の要件を満たしていない場合には、証拠の提出および陳述の機会は付与されませんので、ご承知おきください。

次の項目に「○」を付して、 年 月 日までに提出してください。

1 証拠の提出について（地方自治法第242条第7項）

監査委員は、請求人に証拠の提出の機会を与えなければならないとされています。

ア 証拠の提出を希望する イ 証拠の提出を希望しない

2 陳述について（地方自治法第242条第7項）

監査委員は、請求人に陳述の機会を与えなければならないとされています。

ア 陳述を行う イ 陳述を行わない

※「イ 陳述を行わない」に○を付した場合は、「3 立会いについての（1）」及び「4 傍聴について」の記入は不要です。

3 立会いについて（地方自治法第242条第8項）

監査委員が必要があると認めたときは、請求人又は関係職員等から陳述の聴取を行う際、関係職員等又は請求人を立ち会わせることができます。

（1）請求人の陳述への立会い

ア 陳述の聴取に関係職員等が立ち会っても差し支えない

イ 陳述の聴取に関係職員等が立ち会うことを望まない

（2）関係職員等の陳述への立会い

ア 関係職員等の陳述の聴取に立ち会うことを望む

イ 関係職員等の陳述の聴取に立ち会わない

（裏面あり）

4 傍聴について

監査委員が陳述の傍聴を認めたときは、陳述の聴取の立会人以外の者の傍聴が可能となります。

- ア 陳述の聴取に立会人以外の者が傍聴しても差し支えない
- イ 陳述の聴取に立会人以外の者が傍聴することを望まない

5 監査結果の公表の際の個人情報の取扱いについて

監査結果が決定したときは、これを公表しなければならないとされています。

- ア 監査結果の公表の際、請求人の個人情報を公表することを望まない
- イ 監査結果の公表の際、請求人の個人情報について下記のとおり公表して差し支えない。

年 月 日

肝付町監査委員 あて

請求人

住 所：

氏名（自署）：

肝付町職員措置請求取下書

年 月 日付で行った地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、次のとおり取下げます。

☐ 請求の全部を取り下げます。

☐ 請求の一部を下記のとおり取下げます。

年 月 日

請求人

住 所：

氏名（自署）：

肝付町監査委員 あて

（注1）該当する□に「レ」を記載してください。

（注2）一部を取り下げる場合は、その内容を具体的に記載してください。

（注3）共同請求の場合は、請求人の一覧を添付してください。

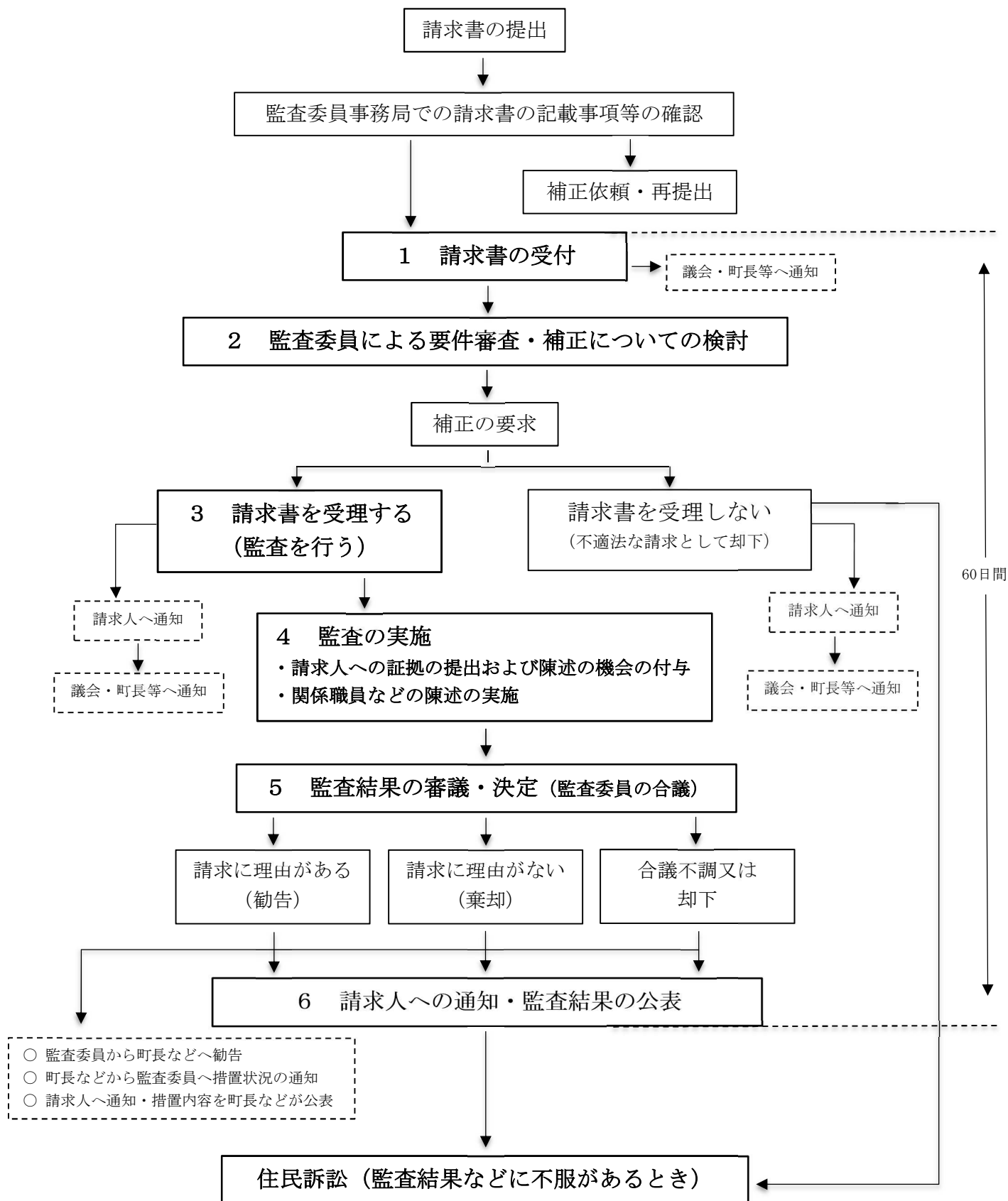
別紙 4（請求取下書_共同請求（請求人が2名以上））の場合

共同請求一覧表

氏名（自署）	住 所

※ 請求人が多数で請求人欄に記載できない場合は、別紙にて提出してください。

住民監査請求の流れ



委 任 状

代理人（受任者） 住 所
氏 名（自署）

私は、都合により上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

《委任事項》

年 月 日

請求人（委任者） 住 所
氏 名（自署）

《委任事項の記入例》

- 請求書および添付書類の提出に関する一切の件
- 関係人の事業説明および資料の提出に関する一切の件
- 証拠の提出および陳述に関する一切の件

※ なお、「一切の」が入っている場合は、補正・修正・変更等に関する行為又はそのための連絡に関するすべての権限を委任することになります。ただし、「請求に係る一切の権限」といった請求自体を包括的に委任する内容は認められません。